

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2018年11月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
東京		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録弁護士集合研修(2日間)</li> <li>①新規登録弁護士20名及び指導担当の世話人(担任及び副担任)で1クラスを構成する。</li> <li>②担任には登録5～10年目の会員が、副担任には登録11年以上のキャリアを有する会員が就任し、相談しながらクラス運営とゼミの進行を行う。</li> <li>③進行方式は、メンバーによる自主運営方式を前提として、全員が参加可能となるようなゼミ方式とする。</li> <li>④クラス別研修を全7回開催し、うち3回の出席を義務とする。</li> <li>●倫理研修</li> <li>●個別研修(一般法律相談・被疑者弁護又は被告人弁護・クレサラ相談)</li> <li>●会務研修(各種委員会に委員、幹事若しくは参加員又は研修員として1年間参加)</li> </ul>		●独立開業セミナー	●クラス別研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「指導委託弁護士制度」等の創設・実施の内容変更について</li> <li>(1)チューター制度</li> <li>即時あるいは早期に独立した弁護士・事務所内独立採算弁護士又は当会に入会予定の司法修習生の中で、希望する方に対して、チューター(弁護士)をマンツーマンで配置し、助言等を行っています。</li> <li>(2)蒲田法律相談センターにおける若手支援制度</li> <li>会員数の急激な増加の中で、即時・早期独立弁護士が自身の業務処理について経験のある弁護士に相談出来る環境に恵まれない状況にあることを鑑み、若手会員の業務を支援することを目的とし、2012年10月1日に蒲田センターを開設しました。</li> </ul> <p>【蒲田法律相談センターにおける若手支援制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①蒲田センター内に無線LAN等が自由に利用できる若手専用の執務室を設けることにより、若手の良好な執務環境を確保します。</li> <li>②法律相談の面接技術等を学ぶ機会の提供を目的とし、先輩弁護士の法律相談への同席及び電話ガイドのモニタリングを可能とします。</li> <li>③上記②で同席した面接相談が継続相談又は直接受任となった場合や、電話ガイドから面接相談又は面談相談を経て直接受任となった場合は、相談担当弁護士又は電話ガイド担当弁護士と共同で事件処理を可能とすることにより、OJTの場を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「若手相談室」(新進会員活動委員会が運営)</li> <li>この相談室では登録後5年以内の会員を対象に、事務所内の人間関係のトラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に付随して生じる様々な悩み事を同じく登録5年以内の同委員会委員が相談にのる。</li> <li>相談方法はメールで相談を受け付け、同委員会委員長が決定した相談担当者2名が面談を行い、アドバイスや関係機関の紹介などを行う。</li> <li>●会員サポート窓口(会員サポート窓口運営協議会が運営)</li> <li>この窓口は、若手会員のみならず全会員対象。ベテランの会員が業務に関して生じた問題等につき、助言をする。</li> <li>●若手会員向けOJT相談会や即時・早期独立弁護士交流会、独立開業マニュアル東弁版(若手会員総合支援センターが運営・作成)</li> <li>●弁護士業務妨害対策センター(弁護士業務妨害対策特別委員会が運営)</li> <li>若手会員のみならず全会員対象。弁護士業務妨害に対してアドバイス等の支援活動を行う。</li> </ul>	
第一東京	弁護士就職情報センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録弁護士研修に基づく研修</li> <li>●第一東京弁護士会新規登録弁護士研修運営規則に基づいた研修</li> <li>●委員会研修</li> <li>●倫理研修</li> <li>●個別研修(法律相談・刑事弁護)</li> </ul>		●刑事弁護委員会に、国選弁護に関するマニュアル作成及び受任後のメーリングリスト(登録3年以下ML、名簿登録者間ML等)を利用して同委員会委員を中心とした相談体制の構築をとっている。	●若手会員委員会の活動についての情報を提供し、委員会の諸活動への参加を呼びかけている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●班制度</li> <li>同期関係の構築を目的とし、新規登録弁護士を6つの班に分け、班ごとに勉強会や懇親会等を開催している。また、班長は6人の副会長が担当し、相談等に応じるようにしている。</li> <li>●若手会員委員会が若手会員向けスキルアップ研修や若手弁護士に有益な基礎研修を実施している。</li> </ul>	●新規登録弁護士研修としての国選弁護研修を優先的に割り当て、早期に国選弁護事件が受任できるようにしている。	
第二東京	弁護士業務センター業務サポートセンター部会	●第二東京弁護士会の新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修。		●会員サービスサイトにて新人向けの情報コーナーを設置している。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●2011年10月より、指導担当弁護士との共同受任によるOJTを受けられるようにする「指導担当弁護士制度」を立ち上げ、現在も継続中である。</li> <li>●同月には、中野区野方にある当会物件を活用して「はなさき記念館」を建設。新人弁護士のための法律事務所を7区画設けており、同館の入居者は上記指導担当弁護士制度の利用を必須とすることで、ハード・ソフト両面からの体制を整えた。</li> <li>●第66期司法修習生から、「クラス別研修制度」を実施している。</li> <li>目的:新規登録弁護士に弁護士としての基本的な法的知識・技術及びマインドを体得させるとともに、新規登録弁護士が相互に知り合う機会を作り、情報交換や仲間意識を強めてもらうこと、そして、先輩弁護士との関係構築がはかれるようにすることで、会の活動・制度に関する理解・関心を高め、弁護士会への参加への求心力を高めることなどにある。</li> <li>研修の内容・形式:新規登録弁護士に最低限体得して欲しい事項及び実務に有益な事項を取り扱うものとし、上記目的に鑑み、ゼミ方式の少人数・双方向型の研修とする。</li> <li>また、登録年数の異なる担任等を配置し、相談しながらクラス運営をすることにより、新規登録弁護士が幅広い層の先輩弁護士と交流できるようにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会費の減額(新人会員の会費を減額)</li> <li>●はなさき記念館費用の減額(弁護士登録をした月～弁護士登録後1年を経過した月まで・・・月額2万円)</li> </ul>	
神奈川	就業問題対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種研修の実施</li> <li>①必修集合研修(倫理研修を含む)→刑事弁護、法律相談ガイダンスなど</li> <li>②連続集合研修(全7回)→不動産問題、相続、遺言問題など</li> <li>③個別研修→法律相談、総合相談、多重債務相談、離婚相談、相続相談のいずれかについて2回(6件)</li> <li>④会務研修→当会委員会への出席。3回以上の出席が必要。</li> <li>⑤行事への参加→当会、日弁連の行事に積極的に参加すること。</li> </ul>				●若手会員育成支援委員会にてチューターを選任し、若手の支援にあたっている。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●即時・早期独立弁護士に限り、個別事件に関しても「会員サポート窓口」に相談できるとしている。</li> <li>●会費の減額(修習修了2年未満の会員の会費を減額)。</li> </ul>

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2018年11月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
埼玉	チューター制度運営委員会、研修委員会、刑弁センター運営委員会	●研修委員会において実施	●チューター制度運営委員会において新人用のMLを開設	●チューター制度運営委員会において実施	①チューター制度運営委員会において、1年間(毎年2月～1月)、新人を約10名ごとの班に分け、各班ごとに4名チューターを配し、年4～6回程度の研修・懇親会を開催し、MLを開設するなど、新人の支援に当たっている(チューターは毎年公募)。 ②刑事弁護センター運営委員会において、即独弁護士については指導担当弁護士を一定期間選任するなどのフォローを行っている。	●即独弁護士に対して指導担当弁護士をつけて、適時相談できるようにしている(期間1年間)。 ●チューター制度あり。		●各種法律相談担当者名簿や当番・国選名簿への登録にあたり、それぞれ研修受講が要件となっており、新人にとって恰好の研修の場となっている。
千葉県	新人弁護士等支援委員会	研修委員会において、毎年1月に3日間の研修を実施。	チューター制度に参加した新人を対象に、連絡・質問用のメーリングリストを開設している。		●新人弁護士等支援委員会において、新人一般を対象に、チューター制度を実施している。チューター制度の具体的な内容としては、参加希望のあった新人を10名程度で班分けし、そこに3名のチューターを配置して、年5回程度の勉強会・懇親会を開催している。	●即独弁護士に対して指導担当弁護士をつけて、適時相談できるようにしている(期間1年間)。		●法律相談担当、国選登録等の早期化。 ●司法修習終了後2年未満の会員の会費を2年間半額に減額。
茨城県		●新規登録弁護士への研修制度を規則化						
栃木県		栃木県弁護士会新規登録弁護士研修規則に基づく研修						
群馬	研修委員会					●「即独サポート制度」を作り、即独者1名につき、会員2名を相談担当としている。 ●チューター制度あり		
静岡県	研修委員会	静岡県弁護士会新規登録弁護士研修規定及び静岡県弁護士会新規登録弁護士研修規則に基づく研修を実施している。なお、同研修は、集合研修と個別研修を行っているが、個別研修は『指導委託弁護士制度』等の創設・実施の欄で記載したものと同一制度である。		●毎年、ベテラン、中堅、若手の3名のチューターを選任し、登録1年目の弁護士を対象として、年に2回程度、研修会を実施している。		●事務所を主宰する弁護士が指導担当となって、民事相談20件、民事・家事弁護士研修各1件、刑事事件(当番弁護士、被疑者国選、被告人国選各1件)を実施して、報告書を上げる方式で研修を実施している。即独弁護士については、弁護士会会長が指導担当弁護士を選任することになっている。		
山梨県					新入会員向け研修を各委員会において実施している。			
長野県		研修委員会において実施				●チューター制度を実施。		
新潟県						●チューター制度を実施。 ●相談窓口の設置。		

# 即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2018年11月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
大阪	司法修習生及び弁護士の就職支援に関する特別委員会	大阪弁護士会新規登録弁護士研修規程及び同新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施。	●メーリングリストで、事件受任後の法律事務の処理などについての助言、意見交換を行っている。			<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録後2年未満の新人独立弁護士等が、会長から委託を受けた支援担当弁護士による指導を最長1年間受けられる指導委託制度を運用している。支援担当弁護士の事務所等指導を受けることができるほか、自分の個人事件についての質問や支援担当弁護士の事件の共同受任が可能。期間中の指導日数、指導時間等は当事者で協議する。支援担当弁護士は無償の公益活動。新人独立弁護士への報酬支払は義務としない。</li> <li>●年2回、新人独立弁護士等を対象に、当会の支援制度を紹介する説明会を開催している。</li> <li>●2013年1月より、協同組合と連携して、弁護士会が指定する小規模事務所(Soffio)へ入居する新人独立弁護士等への什器・備品の無償貸与等を開始した。上記指導委託制度の利用が原則となっており、ハード・ソフトの両面での開業支援制度(SoffioSystem)とした。</li> <li>●登録後1年を経過しない新人弁護士(裁判官又は検察官を退官した後、登録をした者を除く)を対象に、1グループ20名程度に分け、新人弁護士間の交流及び新人弁護士以外の会員との交流の機会を提供するとともに、弁護士の実務に必要な知識及び技能の習得に寄与することを目的として、グループ別交流会を実施している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●入会に際して、会館負担金会費の納入方法として、一括払いのほか次の二通りの分割払いの申請が可能(司法修習終了後1年以内に登録請求をされる方。)</li> <li>①登録の際に20万円を支払い、登録後半年以内に20万円を支払う。</li> <li>②登録の1年後から4年後まで毎年10万円ずつ支払う。</li> <li>●入会に際して、会館特別会費の一部納入延期・全部納入延期の申請が可能。</li> <li>●司法修習終了後4年以内の会員について、一般会費の減額措置がある。</li> <li>●図書館の入口付近に新人独立弁護士に有用・有益な図書を開架している。</li> </ul>
京都	新規登録弁護士の受入れに関するワーキングチーム	京都弁護士会新規登録弁護士研修規程及び同新規登録弁護士研修規則に基づく研修を実施	新規登録弁護士メーリングリスト(登録義務)を設置。相談役弁護士も加盟し、助言等を行っている。		若手会員支援PT			新規登録弁護士経験交流会を開催(登録から1年内に1度)。
兵庫県	研修委員会 弁護士業務委員会	●新規登録弁護士研修(①集合研修②個別研修③会務研修)※即独立弁護士に限定しない		即独者(及び希望者)に対してガイダンスを行っている。		指導担当弁護士を研修委員会が指名(即時・早期独立弁護士の場合)し、個別研修において指導する。		
奈良	総務委員会(研修部門)	新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施(総務委員会(研修部門))						
滋賀	現在は設けていないが、今後、増加すれば組織の設置を検討する。	本会の新規登録弁護士研修指導に基づいた研修を検討中。				指導担当弁護士を定め、マンツーマンで指導・助言にあたる指導委託弁護士制度の実施。		
和歌山	研修委員会、即時・早期独立弁護士支援制度運営委員会	●新規登録弁護士研修(①集合研修②個別研修③会務研修)※即時・早期独立弁護士に限定しない				<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導担当弁護士を委員会が指名(即時・早期独立弁護士の場合のみ)し、個別研修において指導する。</li> <li>●チューター制度の創設(対象者(当会入会時点で登録後1年未満の者で、他の法律事務所に所属しない会員)からチューター制度利用申込みがあれば、委員会が2名のチューターを選出し、チューター選任後最大1年間、助言・指導を行う。</li> </ul>		●チューター2名のうち、1名は新規登録弁護士の指導担当弁護士をチューターとすることが可能

即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2018年11月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
愛知県	若手会員育成支援特別委員会、研修センター運営委員会、就職・採用プロジェクトチーム(司法修習委員会に移行予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録弁護士研修規程並びに新規登録弁護士研修実施規則に基づく研修を実施している。①集合研修、②個別研修(法律相談研修、刑事弁護研修(事件を2件以上受任した上で、経験交流会に出席する)、少年付添人研修(事件を1件以上受任した上で、経験交流会に出席する)、人権研修(人権侵害事件の調査及び処理、外国人相談、野宿者相談、精神保健相談のうち、少なくとも1つに従事した上で、経験交流会に出席する)、③会務研修から構成されている。</li> <li>●「集合研修」には、必修科目と選択必修科目があり、毎年1月下旬から2月中旬に「第1回集合研修」(弁護士自治等の必修科目)、7月頃に「第2回集合研修」(選択必修科目)、10月頃に「第3回集合研修」(選択必修科目+経験交流会)、3月頃「第4回集合研修」(選択必修科目+経験交流会)が実施される。会務研修は、委員会1つ以上に所属し、本会総会、中弁連大会、定期総会、人権擁護大会のうち1つ以上に参加し、報告書を提出することとされている。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●就職・採用プロジェクトチーム(司法修習委員会に移行予定)が企画する就活応援パーティを事実上紹介し、参加可能な運用としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会長から委嘱された新入会員を支援する弁護士(チューター)が当会に弁護士として初めて登録した新入会員(ただし弁護士・裁判官の実務経験を1年以上経過したものを除く)を10名程度に分けたグループの担当となり、原則として1年間、新入会員が主体となって開催する勉強会および懇談会に出席し、もって新入会員相互間及びチューターとの交流を図り、弁護士としての業務遂行に必要な能力・資質の涵養および会務等の情報交換の場とする。なお、新入会員には規則上、出席努力義務が課せられている。</li> <li>●各グループ毎にメーリングリストを作成している。</li> <li>●司法修習終了後、既存の法律事務所所属後に1年を経過しないで独立した弁護士である会員であって、弁護士登録後1年6か月を経過しないもの(裁判官又は検察官を退官した後、弁護士登録した者を除く。)は、支援担当弁護士の法律事務所に出向き、支援担当弁護士の指導の下、法律相談、事件処理等を行う。指導日及び指導時間は、1日5時間、週5日を越えないものとされている。支援担当弁護士による指導は、無償である。新人独立弁護士からは、報酬を請求できないとされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会長から委嘱された相談員が弁護士としての登録5年以内の会員の職務及び業務に関して生じた問題について相談に応じるサポート窓口制度が実施されている。</li> </ul>	
三重		<ul style="list-style-type: none"> <li>●経験1年未満の会員に対し、集合研修、会務研修、指導担当弁護士による個別研修を実施。</li> <li>●研修委員会で指導担当弁護士を選任可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務依頼メーリングリストによる事件受任、刑事弁護・消費者問題MLによる情報交換が可能。</li> <li>●会員登録3年以内に限定した若手弁護士支援メーリングリスト開設。</li> <li>●その他各委員会がメーリングリストを設置。</li> </ul>					
岐阜県	研修委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録弁護士や新規登録PTの委員が参加するメーリングリスト(若手弁護士が気軽に質問できる。)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員会活動や個別の弁護士による一般的支援。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録後一定期間の弁護士に対する会費の減免について検討中。</li> </ul>
福井	特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会務研修などあるが、特に独自のものは無い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全員参加型のメーリングリストあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●即独者を対象にしたものはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修委員会により、登録2年目までは、3ヶ月に1度の懇親を含んだ研修を行う。ただし、任意参加であり、即独には限定していない。また、刑事弁護委員会によるチューター制度により、国選弁護について最低1件について、指導を行うようにしている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当会では、現在のところ、新人と即独を特に区別していない。</li> </ul>
金沢	研修委員会				<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録弁護士に対する研修会を行ったり(集合研修)、研修指導担当弁護士による指導(個別研修)を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規登録指導担当弁護士制度</li> </ul>		
富山県		<ul style="list-style-type: none"> <li>●新人弁護士対象研修会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メーリングリストによる情報提供</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>●有志による判例研究会</li> <li>●法律相談立ち会い制度</li> <li>●登録8年目までの若手対象の弁護士紹介制度</li> </ul>
広島		<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修委員会において2日間実施</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●刑事弁護センター委員会において研修会、希望者へのOJT研修(当番弁護士への同行)を実施</li> </ul>			

# 即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2018年11月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
山口県		●新人弁護士研修ガイドラインに基づき、2月の新入会員オリエンテーションの他、各委員会等の主催で各種研修を実施している。	●新人弁護士メーリングリストでは、4年目程度までの会員の希望者が加入でき、質問を行えば、各委員会の委員長クラスの回答担当会員が回答を速やかに行うことになっている。		●就職部会の担当弁護士が相談にあっている状況である。	●チューター制度あり。対象者は、新人弁護士であって(原則、法曹経験3年未満の者に限る。)、即独、早期独立、または、委員会が相当と認めた者で希望した者につけることにしている。		
岡山	新規登録弁護士等対応委員会		●独立相談メーリングリストを設置。		●個別相談窓口を設置	●即時早期独立開業弁護士のうち希望者に対して個別指導弁護士を選任するチューター制度を設置。		
鳥取県								●研修委員会による、新規登録弁護士を対象とした刑事弁護説明会を実施。
島根県	新規登録会員支援PT研修委員会	●新規に登録した会員の研修を、1月頃に新入会員研修として実施(即独の有無にかかわらず)。 ●日弁連の研修ガイドラインにそって個別研修の必須項目と会務研修を実施。			●当番弁護、被疑者国選弁護、弁護士会主催の法律相談センター担当の割り当てについての配慮(即独の有無にかかわらず)。	●勤務弁護士の場合は所属する事務所の会員が指導・サポートを行うが、即独弁護士に対しては指導委託を実施しサポートしている。		●司法修習生の修習を終えて入会した、修習を終わってから満3年を経過しない会員については会費を半額としている(即独の有無にかかわらず)。
福岡県	研修委員会 新人研修PT	●新規登録弁護士研修指導要領に基づいた研修を実施。			●即時・早期独立マニュアル福岡版を作成済。	●主任及び個別指導弁護士制度を創設済。		
佐賀県		●新入会員研修(1～2日)			●各委員会が、新入会員向け研修を随時実施。	●即独立ないし早期独立の弁護士に対し、中堅以上の弁護士2名を指導担当弁護士として指名し、事件処理、事務所運営等についての助言をいつでも求められるようにし、事件の共同受任も積極的に行っていたくよう、指導担当弁護士に要請している。		
長崎県								
大分県								
熊本県		●新規登録弁護士研修の実施(2日間)						●若手弁護士向けの独自の勉強会の開催。
鹿児島県						●チューター制度を実施。 2か月に1回程度を目処に、新規登録(1年目)会員、登録3年未満かつ独立1年未満の会員を対象とする勉強会を開催。		
宮崎県		●新入会員ガイダンス(執行部主催) ●新規登録弁護士研修(研修委員会主催) ●実務研修(各種委員会主催)			新入会員の刑事弁護活動支援(担当:刑事弁護委員会)	【活動の概要】刑事弁護委員会において、新入会員の刑事弁護活動の支援のためにチューター制度を実施。新人弁護士1名に対し、担当者(チューター)1名をつけ、以下の指導を行っている。  【指導方法】  (被疑者段階)新人は事件を受任した際にチューターへ事件の概要を報告。新人は勾留に対する準抗告、勾留延長に対する準抗告を行う。事案によっては勾留理由開示請求も行う。事件に関して動きがあれば(被害者や検察官と連絡をとった、取調べに関する問題が発覚した等)、それに対する対応方針も含め、新人から報告。チューターは対応方針についてのアドバイスを行う。  (被告人段階)被告人段階においても、新人から適宜報告や質問がなされるので、アドバイスを行う。可能であれば公判期日を傍聴する。  新人及びチューターは、事件終了後、刑事弁護委員会宛ての報告書を作成する。		

# 即時・早期独立開業弁護士に対する各弁護士会における対応状況

詳細については各弁護士会にお問い合わせください。

2018年11月30日時点

弁護士会	支援のための組織	新規登録弁護士研修に基づく研修	メーリングリスト等	独立開業のための独自研修	委員会を通じた支援	「指導委託弁護士制度」等の創設・実施	相談会の実施	その他
沖縄			●若手弁護士と執行部とでメーリングリストを作っている。若手弁護士から、独立に関する相談があれば、このメーリングリストが活用されることとなると思われる。					
仙台								
福島県	業務改革・研修委員会	●新規登録弁護士研修(担当:業務改革・研修委員会) 但し、即時・早期独立弁護士に限定しない。				●即時独立弁護士に対して、1名の個別指導弁護士をつけている。		●当会では新規登録弁護士研修を実施している(即時・早期独立等に限らない)、いわゆるボス弁がいない新規登録弁護士に対しては新規登録弁護士研修規則等に基づいて個別指導担当弁護士も選任しています。
山形県	新規登録等支援委員会	●新規登録等支援委員会規則、新規登録弁護士研修規則、新規登録弁護士研修規則に基づいた研修を実施。			●個別に相談があったときには委員会でも対応。	●即時独立開業弁護士に対して、2名の個別指導弁護士を付ける。		
岩手	新規登録弁護士等対応委員							●基本的には個別に相談があった時点で具体的な対応を検討する。
秋田		●新規登録弁護士研修(※即時・早期独立開業弁護士に限定するものではない。)				●即時独立開業弁護士に対して、民事・刑事各1名の個別指導弁護士を付ける。		
青森県		●新規登録弁護士に対する研修の義務化。						
札幌	司法修習生就職問題対応委員会	●若手会員向けの研修の充実化を検討中。	●メーリングリストの活用などによる業務・事件処理についてのアドバイスの実施を検討中。			●「指導委託制度」(指導担当弁護士が、新人独立弁護士と事件を共同受任する制度)を実施		
函館								
旭川								
釧路		●新人弁護士向けの研修を実施している。						
香川県					●(刑事弁護センター運営委員会) 国選事件を担当する新規登録会員に、数年以上の経験(特に刑事事件について)を有する弁護士をチューターとして付けている。(新規登録会員に1件目の被疑者国選が配点された際) ●(子どもの権利及び法教育に関する委員会) 当番付添人名簿に登録した新規登録会員が最初に受任する当番付添人事件につき、チューター弁護士が具体的な助言と指導を行う。			

